山陽小野田市教育委員会行政組織規則及び山陽小野田市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

山陽小野田市教育委員会行政組織規則及び山陽小野田市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月23日提出

山陽小野田市教育委員会 教育長 長谷川 裕

山陽小野田市教育委員会行政組織規則及び山陽小野田市教育委員会職員 の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(山陽小野田市教育委員会行政組織規則の一部改正)

第1条 山陽小野田市教育委員会行政組織規則(平成17年山陽小野田市教育 委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「参与」を「参事、参与」に改める。

第6条第5号中「技監」を「技監、参事」に改める。

第11条第2項及び第12条第2号中「副館長」の次に「、参事、参与」 を加える。

(山陽小野田市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 山陽小野田市教育委員会職員の職の設置等に関する規則(平成23年 山陽小野田市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第9号」を「第8号」に改める。

別表第2中「、参与」を削り、「副園長」の次に「、参事、参与」を加える。 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。